

第四次大野市子ども読書活動推進計画



【おとしおちゃん】
大野市図書館のマスコットキャラクター

令和4年4月
大野市教育委員会



大野市教育理念

明倫の心を重んじ 育てよう おおのびと 大野人

人としての生きる道を明らかにし、進取の気象を育てた明倫の心は、いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

私たちは、この心を大切にして、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めていきます。

平成21年3月 大野市教育委員会

明倫（めいりん）とは

大野藩第7代藩主土井利忠（1811～1868年）は、藩の政治や経済の建て直しには、新しい知識を学んだ人材が必要であるという考えに基づき、弘化元年（1844年）に藩校「明倫館」を開設しました。

明倫館の「明倫」という言葉は、「皆人倫を明らかにする所以なり」に由来し、人の生きる道を明らかにすること、すなわち、人として守り、行うべき道を明らかにすることを指しています。

明倫館は、当時としては珍しく、武士の子弟に限らず、広く一般家庭の子どもたちにも門戸を開いて学ばせていました。そして、ここで育った人材は、大野藩の商業や鉱業などを盛んにし、藩財政の再建に大きく貢献したと言われていました。私たちは、この史実に基づいて、大野の教育の全てを貫く普遍の理念を「明倫」と定めます。

・・・ 目 次 ・・・

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の期間 2

第2章 子ども読書活動の現状と課題

- 1 家庭における読書活動 3
- 2 保育所・認定こども園における読書活動 4
- 3 小学校・中学校・高等学校における読書活動 5
- 4 公民館や児童センターにおける読書活動 7
- 5 図書館における読書活動 8

第3章 計画の目標と取り組み

- 1 計画の目標 10
- 2 目標達成に向けた取り組み..... 10

第4章 子ども読書活動推進のための連携と協力

- 1 各関係機関の連携と協力 12
- 2 各関係機関の広報・啓発 12

参考資料

- 学校図書館法 13

- 大野市子ども読書活動推進委員名簿 16

- 第四次大野市子ども読書活動推進計画策定経過 17



ほん

谷川 俊太郎

ほんはほんとうは
しろいかみのままでいたかった
もっとほんとのこというと
みどりのはのしげるきのままでいたかった

だがもうほんにされてしまったのだから
むかしのことはわすれようとおもって
ほんはじぶんをよんでみた

「ほんとうはしろいかみのままでいたかった」
とくろいかつじでかいてある

わるくないとほんはおもった
ぼくのきもちをみんながよんでくれる
ほんはほんでいることが
ほんのすこしうれしくなった

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、より深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものの一つです。

しかしながら、小学生では読み聞かせてもらう受動的な読書から、自分で読む能動的な読書への移行が難しく、家庭で読書をする児童と、しない児童の格差が広がっています。また、デジタルメディア機器の普及によって、スマートフォンやタブレット端末などの使用の低年齢化が進み、家庭における読書時間の減少が懸念されています。高校生においては、全国的に1カ月に1冊も本を読まない不読率は49.8%と高い割合で推移しています。(※1)

大野市教育委員会は、平成19年5月に「大野市子ども読書活動推進計画」、平成24年3月に「大野市子ども読書活動推進計画(第二次)」を、平成29年3月に「第三次大野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

平成22年度からはブックスタート(※2)を開始し、乳幼児から絵本を介して言葉掛けをすることの大切さや、豊かな時間を過ごす楽しさを伝えてきました。

また、保育所や認定こども園、小学校、児童センターでの読み聞かせ(※3)も定期的に行われ、読み聞かせボランティアの活動も活発に行われるようになりました。そのほか、「メディアコントロールチャレンジ」(※4)などデジタルメディア機器の使用に対する取り組みについても、子どもの年齢に応じて実施しています。



ブックスタートでプレゼント

(※1) 高校生の不読率49.8%：第66回学校読書調査(2021年 全国学校図書館協議会)による。

(※2) ブックスタート：1992年にイギリスで発祥した取り組み。大野市に生まれた全ての赤ちゃんに、絵本を手渡し、赤ちゃんと保護者に絵本をひらく楽しさを体験してもらう活動。

(※3) 読み聞かせ：絵本や本などを、読んで聞かせること。

(※4) メディアコントロールチャレンジ：デジタルメディア機器の使用について、自分でルールを決めて、使い過ぎないように工夫すること。

国は、平成30年4月に、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めました。また、福井県は令和2年3月に「第3次福井県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

大野市は、「第六次大野市総合計画」で、学校と図書館が連携し子どもたちに質の高い図書の提供を行うとともに、家庭での読書の習慣化を促していく必要があるとしています。また、「大野市生涯学習推進計画」(令和4年から5年間)の取り組みとして、いろいろな本と出会う機会の提供を掲げており、ここに子どもたちの読書を取り巻く現状と課題に対応しながら、「第四次大野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今後はこの計画を踏まえ、大野市の全ての子どもたちが、優しく、賢く、たくましい大野人に成長することを目指し、家庭をはじめ、子どもに関わる全ての機関において、子どもの読書活動を推進していきます。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



そうなんだ！
知らなかった



第2章 子ども読書活動の現状と課題

1 家庭における読書活動

子どもが読書習慣を身につける上で、家庭の果たす役割は重要です。

家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりすることが、読書に親しむきっかけになります。また、乳幼児期に家族が読み聞かせを繰り返し行うことによって、家族間のコミュニケーションが深まり、子どもは愛情を感じながら、心を成長させることができます。

大野市図書館は、ブックスタートをはじめ乳幼児を対象とした事業を実施しています。家庭における読書の大切さを理解してもらうためにも、事業を継続して行う必要があります。



ブックスタートの様子

また今日、デジタルメディア機器による情報収集は、日常生活を営む上で、重要なものになっています。しかしながら、それに呼応するように、ネットメディア依存の疑いがある中高生の割合は、年々増加していることが報告されています。(※1) 家庭において読書に親しめる環境をつくるためにも、家族間でデジタルメディア機器の使用上の留意点について、一緒に考えていく必要があります。

絵本を読んでい
ると、温かい気持
ちになってくる



絵本を読んで
もらうと、気持
ちがいいな

(※1)「思春期の薬物メディア依存に関する研究（2020年度研究）」厚生労働省科学研究データベースによる。

2 保育所・認定こども園における読書活動

乳幼児期に絵本や物語の楽しさを味わい、さまざまな本との出会いの機会をつくるため、園は、毎日絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っています。また、年齢に応じた図書コーナーを設けて、子どもが自由に絵本を手にとって見ることができる居心地のよい場所となるように環境を整えています。



園での読み聞かせの様子

また、ほとんどの園は家庭においても親子で絵本が楽しめるよう絵本の貸出を行っており、子どもと保護者が絵本に出会い、親しみを持てる環境を整えています。保護者に対しては、「園だより」や「おたより」などで、読み聞かせの大切さを伝え、図書館司書による研修も行っています。

特に配慮が必要な子どもや、個別の対応が必要な子どもについては、一人一人の特性を見極めて、興味がある絵本や紙芝居を提供し、楽しめるようにしています。例えば、大型絵本や写真絵本、立体絵本などの視覚に訴えやすいものや布絵本のように感触を楽しむもので、子どもに合ったものを選んでいきます。

現代社会において私たちは、デジタルメディア機器を急速に暮らしの中に取り込んでいます。それに伴い、幼児がそれらを使用する様子も見られます。デジタルツールの進化は、これからの保護者と子どもの触れ合いの時間と質のあり方に大きな影響を与えていくと思われれます。豊かな感性を育む幼児期こそ絵本や物語などに親しむ体験が重要であり、保護者に対して、さらに読み聞かせの大切さを働き掛けていく必要があります。



3 小学校・中学校・高等学校における読書活動

学校は、各教科における学習活動を通じて読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができると考えられ、児童生徒の読書活動を推進することは大変重要です。

大野市内の小学校・中学校・高等学校は「朝の読書」や「読書タイム」をはじめとする読書時間の確保や、読書へ誘うための「読み聞かせ」「ブックトーク」(※1)「おはなし会」「ストーリーテリング」(※2)など、さまざまな読書活動を実施しています。これらの活動によって、読書意欲が高まり、多くの児童生徒が、校内で本を読む姿をよく見かけるようになっていきます。



その他の取り組みとして、全ての小学校で家庭で **小学校でのブックトークの様子** の「メディアコントロールチャレンジ」を実践しており、週末に本を持ち帰り、読書に親しむ「週末読書」を行っている学校もあります。

中学校は、学級図書コーナーを設置したり、図書イベントを開催したりして読書活動を推進している学校もあります。また、「メディアコントロールチャレンジ」を実践し、家庭読書の時間を計画的に確保する取り組みを推奨しています。

高等学校は、委員会を中心とした「読書会」や「ビブリオバトル」(※3)などの読書活動を行っています。進路実現に向けて、知識を深めるための資料を生徒に提供し、「^{たの}愉しむ読書」だけでなく、実用的な読書にも取り組んでいます。ティーンズ(中高校生～大人)向けの本だけでなく、能動的に読む意識を持つことを期待し、児童書や知識を得られる漫画も学校図書館に配置しています。また、高等学校を卒業してすぐ社会に出る生徒もいるので、絵本や「読み聞かせ」について、大野市図書館の司書から、その大切さについての講義を受けています。

(※1) ブックトーク：テーマに沿って数冊の本を順序よく紹介すること。

(※2) おはなし会、ストーリーテリング：昔ばなしや創作の物語などを覚えて自分のものにして語ること。

(※3) ビブリオバトル：参加者同士が、自分の気に入った本について、その本の魅力を紹介しあう書評ゲーム。その本が読みたくなったかを参加者全員で投票を行って勝者を決める。

しかしながら、児童生徒の活字離れや、読書習慣が身に付いていない、発達段階に応じて読書の幅が広がっていかないなどの現状があります。特に中学生になると教科の学習や、部活動などで読書をする時間が少なくなっていることから、読書時間の確保についても検討が必要です。また、デジタルメディア機器の普及が、児童生徒の読書環境に与える影響も懸念されます。障がいのある子どもを含めた全ての児童生徒が読書に親しむことができる環境づくりも重要です。

そこで、読書習慣の形成に向け、司書教諭（※1）や図書主任を中心として、全教職員で児童生徒の読書環境を充実させ、読書活動を計画的に推進していくことが求められます。

また、学校における読書活動を充実させたり、個々の児童生徒に応じた読書方法や情報を提供したりする上で、学校司書（※2）の配置は重要です。学校図書館の機能を十分に果たし、児童生徒が本に対する適切な情報を得られるためにも、学校司書の適正配置が望まれます。



（※1）司書教諭：学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的業務を掌らせるため、司書教諭を置かねばならない」と規定されているが、11学級以下の学校については、当分の間設置が猶予されている。

（※2）学校司書：学校図書館法第6条に「学校には、（中略）専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という）を置くよう努めなければならない」とされている。

4 公民館・児童センターにおける読書活動

公民館は、生涯学習や地域づくりの拠点として、子どもからお年寄りまで、地域の人が気軽に集うことができる施設です。

全ての公民館には図書室や図書コーナーがあり、来館者は自由に本を手にとることができます。また、絵本の読み聞かせや、紙芝居などを行っている公民館もあります。しかし、児童向けの蔵書が少ないため、図書館から借り入れて読書環境を整えている状況です。

今後も、公民館での講座や事業において、保育所や認定こども園との連携した取り組みや放課後子ども教室の活動などを通じて、子どもの読書活動を進めていくことが大切です。

児童センターは、多くの子どもたちが利用しており、遊びを通して児童の健全育成を図っています。その中で、読書活動として職員や図書館司書による定期的な読み聞かせを行っています。また、毎月職員が大野市図書館で季節や子どもの興味に合わせた本を借り入れて、読書コーナーを設置している児童センターもあり、子どもが読書を楽しむ活動をしています。

毎年、質の高い本の充実に努め、それらの本を子どもが自由にゆっくりと読むことができるよう、子どもの目線や興味に合わせて本の紹介や展示を工夫しています。保護者に対しては「センターだより」などでお薦め図書や家庭での読書の呼び掛けを行い、読書活動の重要性を伝えています。また保護者向けに本を購入し、お薦めの本として紹介して貸出を行っている児童センターもあります。

これらの取り組みを継続して行うとともに、大野市図書館などと連携しながら読書環境の充実に努め、子どもの読書活動を進めていくことが大切です。



5 図書館における読書活動

子どもたちにとって図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であるとともに、保護者にとっても子どもと一緒に本を選んだり、司書に相談をする場所です。



「おはなし会」
大野市図書館クリスマス会

大野市図書館は「本と人、人と人との出会いの場としての図書館」、「10歳までは読んでもらうのも読書」、「子どもの発達に適した質の高い蔵書構成」を念頭において、子どもの年齢に応じた取り組みをしています。

乳児と保護者には、「ブックスタート」や「わらべうたの会」、幼児には「絵本の読み聞かせ会」、児童生徒には「おはなし会」や「百人一首の会」を実施しています。また、希望に応じて司書が保育所や認定こども園、学校

へ出向き、「読み聞かせ」や「ブックトーク」、「おはなし会」を行い、子どもの読書活動を支援しています。中学生と高校生で構成した「図書館部」(※1)では、お薦めの本の紹介や古本市の開催、SNSなどを通じて、同世代に向けて読書の楽しみを発信しています。

大人に対しては、子どもに質の高い本を届けるために絵本について学ぶ「絵本の部屋」や講演会を開催するなど、研修の機会を提供しています。乳幼児や児童生徒に対する読み聞かせ技術の向上や内容の充実を目的として、平成21年度から「絵本読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、読み聞かせができるボランティアの育成を図っています。令和3年度には、63名が登録しており、大野市図書館での「読み聞かせ会」や「ブックスタート」、保育所や認定こども園、学校などで読み聞かせボランティアとして活動しています。



「図書館部」による古本市
大野市図書館まつり

(※1) 図書館部：大野市内の中学生、高校生を中心に、大野市図書館で活動する団体。
平成22(2010)年「国民読書年」を機に活動を開始した。

障がいのある子どもに対するサービスとして、大野市図書館は、点字資料や大活字本、録音資料など、ニーズに応じたさまざまな形態の資料の整備と提供に、筆談などによるコミュニケーションの確保、利用の際の介助、資料の代読サービスの実施などに努める必要があります。そのほか、録音図書や点字図書などの作製を行う施設・団体と連携するほか、障がいのある子どもが利用しやすい施設・設備の整備が課題となっています。

今後も、子どもが読書を通じて自発的に学ぼうとする習慣を身に付けるために蔵書の充実を図ることはもとより、各関係機関と連携しながら、これらの事業に継続して取り組んでいくことが重要です。

また、大野市図書館における子どもの読書活動を推進するために、司書の専門的な研修が必要です。



「おとしょちゃん」の着ぐるみ
大野市図書館まつり

- ・図書館では、たくさん
の本をそろえて、みなさん
が来てくれるのを待っ
ています。
- ・毎週土曜日と日曜日
には「読み聞かせ会」や
「おはなし会」をしてい
ます。
- ・みなさんが、お気に入り
の一冊に出会えるお手
伝いをします。声をかけ
てください。



第3章 計画の目標と取り組み

1 計画の目標

大野市における子どもの読書活動の現状と課題を踏まえて、子どもに対する読書活動を推進し、読書の楽しさを伝えるために、次の四つを目標とします。

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- (4) 読書のバリアフリー化



2 目標達成に向けた取り組み

- (1) 家庭における読書活動の推進
 - ① 子どもや保護者が、気軽に本と出会える環境をつくります。
 - ② 保護者に向けた研修会などを開催し、読書の大切さを伝えます。
- (2) 読書環境の整備
 - ① 子どもの発達段階に応じた質の高い本を選定し、蔵書の充実を図ります。
 - ② 読書の楽しさや面白さを伝えるため、子どもが読書に関心をいだくような事業を取り入れます。
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
 - ① 読書活動に対する意識を高め、一人一人の子どもの年齢や興味、関心に適した本を適したタイミングで手渡せるよう、それぞれの機関の職員は研修会へ積極的に参加します。
 - ② 「大野市学校教育研究会学校図書館部会」(※1)を中心とした学校間での実践交流や、図書館や他機関と連携した情報交換会により、読書活動の充実を図ります。

(※1) 大野市学校教育研究会学校図書館部会：大野市小中学校教職員で構成する研究会の部会の一つで、主に各校図書館教育担当者で組織する。

- ③ 園長および学校長は、職員の研修会への参加を勧め、園児や児童生徒への読書指導や、学校図書館を活用した指導の充実を図ります。
- ④ 大野市図書館は、職員研修を実施するとともに、子どもの読書活動に関わる大人に、子どもの読書について学ぶ機会を提供します。

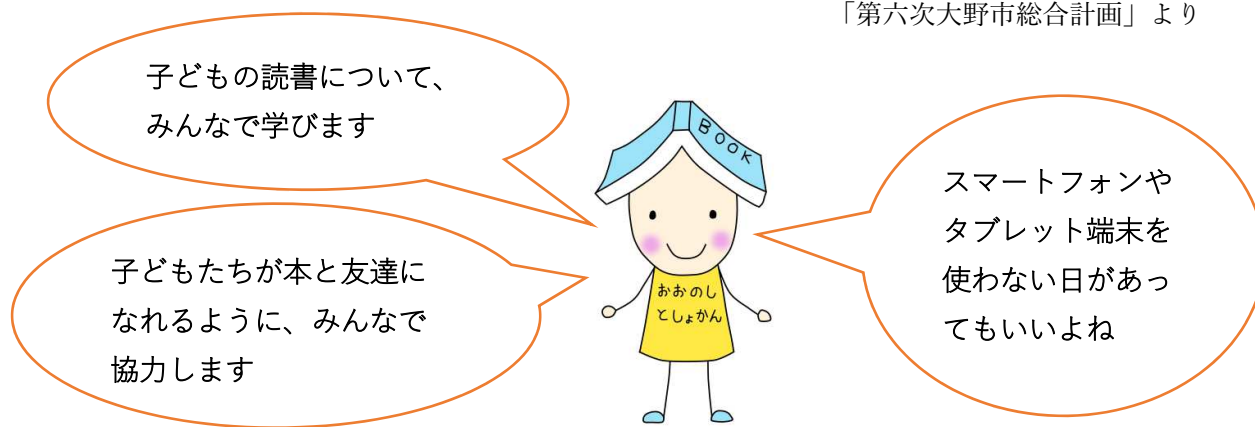
(4) 読書のバリアフリー化

- ① 配慮が必要な子どもや個別の対応が必要な子どもの読書活動の推進について検討し対応を図ります。
- ② 児童生徒の多様な興味や関心に応じることができ、インクルーシブ教育(※1)を意識した、使いやすく魅力的な学校図書館となるよう適切な蔵書管理を行います。
- ③ 各関係機関は、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた、さまざまな形態の図書館資料の整備を図るとともに、学習指導要領などに基づく自発的な読書を促す指導が行われるための取り組みを推進します。

3 成果指標

指標	内容	令和元年度 現状	令和7年度 目標	単位
子どもの生涯 学習事業参加 回数	18歳以下の子ども1人当たりの年間生涯学習事業参加回数(生涯学習センター、公民館、図書館主催)	1.41	1.45	回

「第六次大野市総合計画」より



(※1) インクルーシブ教育：人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。全ての子どもを包含する教育のこと。

第4章 子ども読書活動推進のための連携と協力

1 各関係機関の連携と協力

- (1) 家庭での取り組みはもとより、各関係機関が連携して取り組みを進めることで、子どもの読書活動を効果的に推進します。
- (2) 保護者や各関係機関職員を対象にした子どもの読書活動に関する研修会を開催し、読み聞かせなどの技術や本に関する知識を高めます。
- (3) 乳幼児から高校生まで一貫した読書活動を推進するため、各関係機関からなる子ども読書活動推進委員会を定期的に開催し、連携を深めます。

2 各関係機関の広報・啓発

- (1) 「子ども読書の日」(4月23日)や読書週間(10月27日～11月9日)を中心に講演会や読み聞かせなどの事業を実施し、読書の重要性を伝えます。
- (2) 子どもとその保護者に対して、各機関が出している広報紙などの印刷物に、読書の楽しみ方や図書を紹介し、読書への関心を醸成します。
- (3) 子どもの成長における読書の重要性や、デジタルメディア機器との上手な付き合い方について啓発します。



本は一生の友だち

本は友だち。一生の友だち。
子ども時代に友だちになる本、
そして大人になって友だちになる本。
本の友だちは一生その人と共にある。
こうして生涯話しあえる本と
出あえた人は、仕あわせである。

(2007年、100歳をむかえた石井桃子さんが
東京の書店「教文館・子どもの本のみせ ナル
ニア国」に贈った色紙のことばです)

参考資料

昭和二十八年法律第百八十五号

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第

千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成二六年六月二七日法律第九三号）
（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

大野市子ども読書活動推進委員名簿

敬称略

	区 分	委 員 名
1	大野市学校図書館部会（小学校）	◎ 竹内 由美
2	大野市学校図書館部会（中学校）	高村 光昭
3	県立高等学校	宮越 佳代子
4	特別支援学校	稲山 立子
5	認定こども園（幼稚園型）	○ 末永 克子
6	認定こども園（幼保連携型）	石田 弘美
7	公立保育園	谷口 美和子
8	大野市公民館	谷 喜美江
9	大野市児童センター	寶居 貴子
10	大野市教育委員会 教育総務課	橋本 恵実
11	大野市教育委員会 生涯学習・文化財保護課	印牧 公幸
	助言者 福井県立図書館	田中 智美
	事務局 大野市図書館	乾 孝子

◎委員長 ○副委員長

第四次大野市子ども読書活動推進計画策定経過

- 令和3年 6月 4日(金) 第1回委員会 改定作業について協議
- 10月 1日(金) 第2回委員会 アンケート調査について協議
- 10月 関係機関へのアンケート実施
- 12月 3日(金) 第3回委員会
アンケート結果に基づき計画案の協議
- 21日(火) 定例教育委員会
計画案の進捗状況説明
- 令和4年 1月13日(木) 第4回委員会 計画案について協議
- 2月 4日(金) 第5回委員会 計画案について(書面開催)
- 18日(金) 定例教育委員会
第四次大野市子ども読書活動推進計画(案)について協議
- 3月28日(月) 定例教育委員会
パブリックコメント実施について説明
- 25日(金)～4月14日(木)
パブリックコメント実施
- 4月26日(火) 定例教育委員会
パブリックコメント結果報告
第四次大野市子ども読書活動推進計画(案)について議案提出



越前おおの



大野市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

